

○ 一般振替機関の監督に関する命令（平成十四年内閣府令第一号）
法務省令第一号

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 [略]</p> <p>第二章 一般振替機関（<u>第一条の二</u>―第三十七条）</p> <p>第三章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（心身の故障のため職務を適正に執行することができない者）</p> <p><u>第一条の二</u> 法第三条第一項第四号イに規定する主務省令で定めるものは、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p>	<p>目次</p> <p>第一章 [同上]</p> <p>第二章 一般振替機関（<u>第二条</u>―第三十七条）</p> <p>第三章 [同上]</p> <p>附則</p> <p>「<u>条を加える。</u>」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	